

『小千谷市地域生活支援拠点等事業』について

令和3年4月1日から、「小千谷市地域生活支援拠点等事業」を開始しました。

地域生活拠点等事業とは

障がいのある人が、高齢化や重度化したり、「親なき後」も住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、緊急時にすぐに相談でき適切なサービスを受けられる必要があります。

『地域生活支援拠点等』によって、地域の福祉関連機関と連携して、ご本人の生活を地域全体で支えるサービス提供の体制を作り、皆さんを支えます。

拠点等で行う主な機能

- ① 相談 ② 緊急時の受け入れ調整



ご利用方法

ご利用は、登録制となります。（登録の費用はかかりません。）

小千谷市内の相談事業所に、ご相談ください。

相談事業所では、ご本人やご家族の状況を教えていただきますが、プライバシーに配慮し、個人情報を目的以外には利用いたしません。

* 該当要件がありますので、詳細は下記の相談登録窓口でお問い合わせください。

相談・登録窓口

- 小千谷市障がい者基幹相談支援センター（小千谷市役所内）
電話：81-0017 ファックス：83-4160
- 小千谷市社会福祉協議会（小千谷市大字桜町5140番地）
電話：81-1010 ファックス：83-2777
- 相談支援事業所ひかり工房（小千谷市大字小栗田2722番地1）
電話：86-8011 ファックス：82-0791
- 相談支援センター小千谷さくら（小千谷市大字小栗田2400番地）
電話：81-6400 ファックス：82-2214
- 相談支援センター小千谷さくら小千谷駅出張所（小千谷駅舎内）
電話：82-1710 ファックス：86-7974

お問い合わせ

小千谷市 福祉課 障がい福祉係

電話 83-3517

ファックス 83-4160